

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県営サンアリーナ条例	公 布 日	平成6年3月29日
条例番号	平成6年三重県条例第4号	直 近 改 正 日	平成19年7月4日
所管部局課	雇用経済部観光・国際局観光政策課	電 話 番 号	059-224-2077
条例の概要	地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく公の施設としての三重県営サンアリーナの設置及びその管理に関する事項等を定めるものである。		条例の 類型 財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	体育・スポーツの振興等を目的とした施設を設置し、県民に活用させることは、県民の心身の健全な発達のために重要なものであり、また地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく公の施設の設置及びその管理に関する事項等を定めるものであることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	体育・スポーツの振興等を目的とした施設を設置し、県民に活用させることは、県民の心身の健全な発達のために重要なものであることから、今後も公的な関与を行うことが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	第3条「指定管理者による管理」等の規定に基づき施設の管理が行われている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外的手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	公の施設の設置等に関する事項は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2第1項等
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	地方自治法の要請する事務手続とされており、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定により公の施設の設置等に関する事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	

公平性	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	施設は広く県民が利用するものである。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	指定管理者制度を導入しているため、施設の運営コストは指定管理料として県が負担している。ただし、条例に基づき利用者から料金を収受し、指定管理者の収入とする利用料金制を採用している。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	指定管理者制度を導入し、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効活用している。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無